

【新設】(構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの意義)

18-1-76 規則第38条の29第7項第1号ロ(2)〔被配分当期対象租税額等〕の「(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの」とは、次に掲げる会社等（配分会社等（同項に規定する配分会社等をいう。以下18-1-86までにおいて同じ。）が属する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等を除く。）をいうことに留意する。

- (1) 会社等の持分を直接又は間接に有する配分会社等が外国子会社合算税制等の適用を受ける場合における当該会社等
- (2) 令第155条の35第3項第5号イ又はロ〔調整後対象租税額の計算〕のいずれかに該当する会社等の所有持分を直接又は間接に有する配分会社等が同号に規定する対象会社等に該当する場合における当該会社等
- (3) 配分会社等に対して利益の配当を行った会社等

【解説】

1 令和7年度の税制改正により、被配分当期対象租税額の計算方法等について見直しが行われ、例えば、外国子会社合算税制等（措置法第66条の6若しくは第66条の9の2の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。以下同じ。）に係る被配分当期対象租税額については、外国子会社（法人税法施行令第155条の35第3項第4号に規定する構成会社等又は共同支配会社等をいう。以下同じ。）の親会社等（同号に規定する親会社等をいう。以下同じ。）が特定法人税法（注1）以外の法人税法等（法人税又はこれに相当する税に関する法令をいう。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は特定法人税法の規定の適用を受ける場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされた（令155の35③四、規38の29④⑦二）。

- (1) 特定法人税法以外の法人税法等の規定の適用を受ける場合 外国子会社合算税制等により親会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる外国子会社に係る所得の金額の次に掲げる区分に応じ次に定める金額を合計した金額
 - イ 受動的所得の金額（法人税法施行規則第38条の28第5項に規定する受動的所得の金額をいう。以下同じ。）以外の所得の金額（イ）に掲げる金額から（ロ）に掲げる金額を控除した残額
 - (イ) その親会社等の配分可能当期対象租税額（注2）（その親会社等がその所在地国において外国税額控除等（同令第38条の27第3項第1号に規定する外国税額控除等をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の配分可能当期対象租税額。ロ（イ）において同じ。）のうち外国子会社合算税制等によりその親会社等の益金の額に算入される金額（その受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額（その金額にその外国子会社の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、その金額を減算した金額）としてその親会社等の所在地国の租税に関する法令の規

定を勘案して合理的な方法により計算した金額

- (ロ) その親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうち(イ)に掲げる金額に係る部分の金額としてその親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額
- ロ 受動的所得の金額 (イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除した残額（その残額と受動的所得被配分繰延対象租税額（法人税法施行規則第38条の28第6項第1号に規定する受動的所得被配分繰延対象租税額をいう。以下同じ。）とを合計した金額が受動的所得の金額に係る制限額（同条第4項第4号ロ(3)に掲げる金額をいう。以下同じ。）を超える場合には、その制限額のうちその残額に係る部分の金額）
 - (イ) その親会社等の配分可能当期対象租税額のうち外国子会社合算税制等によりその親会社等の益金の額に算入される金額（その受動的所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額としてその親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額
 - (ロ) その親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうち(イ)に掲げる金額に係る部分の金額としてその親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額
- (2) 特定法人税法の規定の適用を受ける場合 外国子会社合算税制等により配分会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる外国子会社に係る所得の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を合計した金額
 - イ 受動的所得の金額以外の所得の金額 その配分会社等の特定配分可能当期対象租税額（配分可能当期対象租税額のうち一定の計算をした金額をいう。以下同じ。）に(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（その計算した金額にその外国子会社の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、その金額を減算した金額）
 - (イ) その外国子会社に係る配分基準額（その受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分に限る。）
 - (ロ) その配分会社等及びその配分会社等に係る被配分会社等に係る配分基準額の合計額（合計配分基準額）
 - ロ 受動的所得の金額 その配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（その計算した金額と受動的所得被配分繰延対象租税額とを合計した金額が受動的所得の金額に係る制限額を超える場合には、その制限額のうちその計算した金額に係る部分の金額）
 - (イ) その外国子会社に係る配分基準額（その受動的所得の金額に係る部分に限る。）
 - (ロ) その配分会社等及びその配分会社等に係る被配分会社等に係る配分基準額の合計額（合計配分基準額）
- (注1) 特定法人税法とは、法人税又はこれに相当する税（以下「法人税等」という。）に関する法令のうち、配分会社等が有する恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される会社等の所得若しくは会社等から受けた利益の配当につき課される法人税等の額か

ら、その配分会社等が有する他の恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される他の会社等の所得若しくは他の会社等から受けた利益の配当につき課されるその法人税等以外の税の額を控除することができることとされているもの又はこれに類するものをいうこととされている（規 38 の 29⑨一）。

(注 2) 配分可能当期対象租税額とは、構成会社等又は共同支配会社等の当期対象租税額（当期法人税等の額に係る部分に限る。）にその当期対象租税額に係る法人税法施行令第 155 条の 35 第 2 項第 3 号イに掲げる金額を加算した金額をいうこととされている（令 155 の 35③一）。

2 上記 1(2)の配分会社等とは法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 1 号に規定する恒久的施設等を有する構成会社等若しくは共同支配会社等、同項第 4 号に規定する親会社等、同項第 5 号に規定する対象会社等又は同項第 6 号に規定する親会社等をいい（規 38 の 29⑦）、上記 1(2)イ(ロ)及びロ(ロ)の被配分会社等とは次に掲げるものをいうこととされている（規 38 の 29⑦一ロ）。

(1) 同項第 1 号に規定する恒久的施設等又は同項第 4 号から第 6 号までに規定する構成会社等若しくは共同支配会社等
(2) その配分会社等がその特定法人税法における外国税額控除等の適用を受ける場合において、その外国税額控除等に係る国外所得金額等（法人税法第 69 条第 1 項に規定する国外所得金額又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当するものをいう。）が生ずることとなるときにおける(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの

3 ここで、上記 2(2)の「(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの」とはどのようなものをいうのか疑義が生ずる。

4 この点、この「(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの」は、法令上、構成会社等又は共同支配会社等に限定されていない。また、被配分当期対象租税額は、実効税率の計算の分母（個別計算所得等の金額）と分子（調整後対象租税額）とを対応させるため、配分可能当期対象租税額のうち一定の計算をした金額をその発生の原因となった個別計算所得等の金額を有する構成会社等又は共同支配会社等に配分するものであるが、この配分可能当期対象租税額のうち一定の計算をした金額には、配分会社等が有するグループ内の会社等（配分会社等が属する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等をいう。以下同じ。）のみならず、グループ外の会社等（グループ内の会社等以外の会社等をいう。以下同じ。）の所得の金額（配分会社等の恒久的施設等に係る所得の金額、外国子会社合算税制等に係る所得の金額、構成員型課税に係る所得の金額及び利益の配当の額）に対してその配分会社等の所在地国で課される税額が含まれていることから、上記 1(2)の場合の区分に応じて計算した被配分当期対象租税額の計算に当たっては、グループ内の会社等のみならず、一定のグループ外の会社等についても考慮する必要がある。

5 これらのことを踏まえると、被配分会社等のうち上記 2(1)に掲げるものは、配分会社等が有する恒久的施設等のほかグループ内の会社等で次に掲げるものをいうのであるから、上記 2(2)の「(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの」とは、グループ外の会社等で次に掲げるものをいうと解されるため、本通達では、このことを留意的に明らかにしている。

- (1) 会社等の持分を直接又は間接に有する配分会社等が外国子会社合算税制等の適用を受ける場合におけるその会社等
- (2) 法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 5 号イ又はロのいずれかに該当する会社等（構成員型課税の対象となる一定の会社等）の所有持分を直接又は間接に有する配分会社等が同号に規定する対象会社等に該当する場合におけるその会社等
- (3) 配分会社等に対して利益の配当を行った会社等